

関 係 各 位

公益財団法人兵庫県健康財団
理事長 阪本 佳一

令和 8 年度兵庫県健康財団がん研究奨励賞及び腎研究奨励賞に係る
研究課題の募集について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当財団事業の推進につきまして、格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当財団では、がん及び腎疾患の予防と診断・治療に有益な若手研究者の学術研究を対象に、別添応募要領のとおり研究課題を募集し、優れた研究に対して奨励賞を贈呈することとしました。

また、今年度から医師と医師以外医療従事者を区分して審査を行うこととします。

つきましては、広く貴所属の研究者の方々への周知及び該当者の推薦についてご配慮いただき、下記により応募いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 研 究 課 題 がん又は腎疾患に関する研究全般（特に限定した課題はありません。）
※ ただし、腎がんの研究につきましては、腎研究奨励賞分野に応募願います。
- 2 対 象 者 がん又は腎疾患の予防と診断、治療、看護等に関し専門的研究に従事している者（医師、技師、看護師等）
- 3 応 募 期 限 令和 8 年 2 月 27 日（金）必着
- 4 提 出 書 類 令和 8 年度兵庫県健康財団がん・腎研究奨励賞申請書
※申請書の様式をデータでご希望の方は、当財団ホームページ（お知らせ欄）よりダウンロードしてください。（1月16日頃公開予定）
- 5 応募・照会先 （公財）兵庫県健康財団 健康づくり部 健康づくり課 研究奨励賞担当
〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町2丁目1-12
Tel. 078-579-0166 FAX. 078-579-0600
e-mail dukurika@kenkozaidan.or.jp
- 6 贈呈者の発表 令和 8 年 5 月頃（予定）
- 7 奨励金贈呈日 令和 8 年 6 月頃（予定）

令和 8 年度兵庫県健康財団
「がん研究奨励賞」及び「腎研究奨励賞」応募要領

1 奨励の目的等

「がん」又は「腎不全をはじめ腎・尿路疾患」の予防と診断・治療に関して専門的研究を行っている者に助成奨励することにより、がん及び腎疾患にかかる対策の進展に寄与することを目的とする。

2 対象研究

兵庫県内において、①がんの予防と診断・治療、緩和医療及び②腎不全をはじめとした腎・尿路疾患の予防と診断・治療に関して、基礎、臨床及び公衆衛生の分野に従事している医師及び医師以外の医療従事者（看護師、技師、薬剤師等）が令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の期間内に開始及び終了する研究を対象とする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 40 歳以上(研究開始年の 4 月 1 日現在)の者が行う研究
- (2) 大学・大学院の教授又はこれらに相当する職にある者が行う研究
- (3) 前年度に当奨励賞の助成金を受けた研究

※応募は一人又は一所属につき一研究とし、がん研究奨励賞及び腎研究奨励賞への同時応募はできないものとする。

3 申請できる経費

研究活動に必要な試薬・実験用マウス等購入費、解析ソフト購入費、旅費、消耗品費、通信・運搬費、印刷費等（ただし、他の助成金又は奨励金を充当しているものを除く）

なお、机、いす、コピー機、パソコン及びパソコン関連機器等当該研究終了後においても使用可能な設備・備品の経費は認めらない。

また、旅費は研究と関連のある学会等以外のものは認めないものとし、旅費の上限は助成決定額の 20%以内とする。

4 奨励研究数

がん研究奨励賞は概ね 3 ～ 5 研究、腎研究奨励賞は概ね 1 ～ 3 研究とする。

5 奨励賞助成金の額

1 件につき、がん研究が上限額 100 万円、腎研究が上限額 50 万円とする。

6 応募方法

- (1) 所定の申請書(別添)を使用し、所定の推薦書(別紙 1)、実施計画書(別紙 2)及び収支予算書(別紙 3)を添付し、郵送又はメールにて応募先に送付するものとする。(ただし、メールにて応募の際には、後日原本を郵送するものとする。)

- (2) 推薦書の推薦者は、「がん」又は「腎不全をはじめ腎・尿路疾患」の予防と診断・治療に関連する所属の長とする。

【応募・照会先】

公益財団法人兵庫県健康財団 健康づくり部健康づくり課 研究奨励賞担当
〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町 2 丁目 1-12
Tel : 078-579-0166 Fax : 078-579-0600
e-mail : dukurika@kenkozaidan.or.jp

7 応募受付期間 令和 8 年 1 月 16 日(金)～令和 8 年 2 月 27 日(金) 必着

8 審査・選考

- (1) がん研究奨励賞、腎研究奨励賞ごとに、外部委員を含めた審査委員会において審査の上、奨励金贈呈者及び贈呈額を決定し、応募者に通知する。(令和8年5月中旬予定、助成金の振込み6月末日途)
- (2) 審査・選考にあたっては、「医師」と「医師以外の医療従事者」を区分して行うこととする。
- (3) 実施計画書の内容が一定の水準に達していない場合は、「該当なし」とする場合がある。

9 報告

- (1) 「がん研究奨励賞」又は「腎研究奨励賞」を受けた者は、令和9年4月30日までに研究成果報告書(実績報告書)を理事長に提出しなければならない。なお、報告書の要旨を取りまとめて公表する予定としている。
- (2) 上記(1)に添付する収支報告書には領収書を添付しなければならない。
- (3) 助成を受けた研究について、研究成果の発表を行った場合には、論文の別刷を提出しなければならない。
- (4) 研究成果を発表する場合には、兵庫県健康財団「がん研究奨励賞」又は「腎研究奨励賞」を受けたことを明示しなければならない。

10 個人情報の取扱いについて

当財団では、応募に伴って取得する個人情報について以下の通りに取り扱う。

・応募にともなって当財団が取得する個人情報は、審査・選考及び応募者への連絡に利用し、他の目的では利用いたしません。また、本人の同意なく、第三者への提供または委託することはありません。

・ご記入いただきました個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のお手続きは、下記の窓口までお問い合わせください。

【個人情報の取扱いについての問い合わせ窓口】

公益財団法人兵庫県健康財団 総務部総務企画課

Tel : 078-579-1300 e-mail : somukikaku@kenkozaidan.or.jp

※募集への応募をもって上記事項にご同意いただいたものとさせていただきます。

11 反社会的勢力からの応募について

反社会的勢力および反社会的勢力と関係すると認められる個人または団体、施設からの応募は受け付けない。

12 倫理委員会の承認について

応募者の所属する各機関において倫理委員会の承認が必要な研究については、研究の開始にあたり承認を得るものとする。

(倫理委員会の承認が必要な場合は、奨励賞研究費の振込にあたり承認を得た旨の文書を提出するものとする)

13 その他

この助成事業は、研究される方々の計画的な研究や研究期間の確保などを考慮し、予算の正式決定前に募集するもので、令和8年3月中旬に開催予定の理事会の決議を条件とする。

14 施行期日

この要領は、令和8年1月13日から施行する。

経費に関する細則

1 使用できる経費対象（すべて研究に関連するものという前提で）

〈例〉

- ◆試薬、染色等
- ◆実験用マウス購入費
- ◆解析ソフト購入費
- ◆旅費・学会参加費、研究に必要な構成員等の先進事例施設等での研修費
（鉄道は普通車指定席、飛行機はエコノミークラス相当とする）
（助成決定額の 20% を上限とする）

※旅費につきましては、当財団の意向により学会の参加等よりも研究そのものに多く活用していただきたいことから平成 29 年度より規制をかけさせていただいております。学会参加費等を計上する場合は助成決定額の 20% を超える額については自己負担として計上してください。

- ◆通信運搬費（検体の輸送費等）
- ◆消耗品類
- ◆印刷費、論文掲載料等
- ◆委託費（学会発表のための翻訳等）
- ◆書籍購入費

2 使用できない経費（研究に関係するものでも使えない経費）

〈例〉

- ◆いす、机
- ◆パソコン、タブレット、プリンター、複写機・複合機
- ◆関連する学会であってもグリーン車、ビジネスクラス以上相当の旅費が含まれるものに充当する場合（宿泊費に関しては夕食朝食付以外の打ち上げの要素が含まれる領収書は無効とします）
- ◆研究対象期間外の支出は認められませんのでご注意ください。
（助成が決定した年度内（R8. 4. 1～R9. 3. 31）の支出のみが対象となります）

3 支出の証拠書類について

- ◆応募要領で記載の通り、支出に対する証明書類は従来通り領収書を基本とします。ただし、大学等の機関で委任経理により経費処理をされる等の理由で、領収証の提出が難しい場合は「納品書（原本に限る。控えは不可）」に代えることができます。納品書は発注当初に当該研究用として切り分けていただく方が望ましい。
- ◆他研究機関で請求した対象経費については、重複請求は不可となっていますのでご注意ください。
- ◆領収書が「他研究機関からの助成対象」や「その他経費」と合算されている場合は、当財団助成分の金額がわかるようにご提出ください。

当事業は県民の皆様からの寄附金が活用されている事業であり、当財団が行う公益事業として公正な支出記録が求められています。ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和8年度 兵庫県健康財団

☐ がん研究奨励賞
☐ 腎研究奨励賞

申請書

令和 年 月 日

公益財団法人 兵庫県健康財団
理事長 阪本 佳一 様

研究者名

印

令和8年度兵庫県健康財団
します。

☐ がん研究奨励賞
☐ 腎研究奨励賞

について、下記のとおり申請

記

- 1 研究奨励賞推薦書 (別紙1)
- 2 研究奨励賞実施計画書 (別紙2)
- 3 収支予算書 (別紙3)

研究内容			整理番号
研究の題目			
研究者の職名及び氏名	職名	氏名	
☐ 医師		☐ 他の医療従事者	

推薦の理由（用紙が足りない場合はこの用紙をコピーして使用してください。）

上記の者の研究について、推薦します。なお、応募要領 第2「対象研究」および第13「倫理委員会の承認について」の要件を満たすことを確認しました。

2 対象研究

兵庫県内において、①がんの予防と診断・治療、緩和医療及び②腎不全をはじめとした腎・尿路疾患の予防と診断・治療に関して、基礎、臨床及び公衆衛生の分野に従事している医師及び医師以外の医療従事者（看護師、技師、薬剤師等）が令和8年4月1日から令和9年3月31日の期間内に開始及び終了する研究を対象とする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 40歳以上の者（研究開始年4月1日現在）のものが行う研究
- (2) 大学・大学院の教授又はこれらに相当する職にある者が行う研究
- (3) 前年度に当奨励金の助成金を受けた研究

13 倫理委員会の承認について

応募者の所属する各機関において倫理委員会の承認が必要な研究については、研究の開始にあたり承認を得るものとする。

推薦者

氏 名 _____ 印

住 所 _____

職 名 _____

※文章は、番号・標題等を附し、箇条書きでわかりやすく、文字は明確をお願いします。

令和8年度兵庫県健康財団

☐ がん
☐ 腎

研究奨励賞 実施計画書

研究者				
ふりがな 氏 名	印		職 種 ☐ 医師	
生年月日	昭和・平成	年 月 日	☐ 他の医療従事者()	
所属機関	名 称	共同研究者のあるとき		
	職 名	氏 名 (所属 ・ 職名)		
	住 所 〒			
	TEL			
	◆連絡用メールアドレス			
研究題目				
倫理委員会の 承認※3	① 承認を得る必要がある ② 承認を得る必要はない (該当するものに○をつけてください)			
研究課題の 属する分野	① 基 礎 ② 臨 床 ③ 公衆衛生 (該当する所に○をつけてください)			
研究期間※1	令和8年4月1日～令和9年3月31日			
研究者・共同研究者の主な実績でがん又は腎に関するもの。すでに発表した論文があればその論文名※2				
発 行				
年				月

※1 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの研究を対象とします

※2 多数の場合は別添でもかまいません

用紙が足りない場合はこの用紙をコピーして使用してください。

※3 研究者が所属する各機関において倫理委員会の承認が必要な研究の場合には、承認を得られた時点で承認書(所属の様式の写し)を提出していただき、その後助成金の振込をさせていただきます。

本研究の内容

(記載例：標題を附すなどして研究目的、研究背景、研究概要、研究対象と方法に分けて記載してください)

本研究の特異性あるいは新開拓面（番号・標題を附すなどして箇条書き形式で記載してください）

本研究の学会等への発表予定

年	月	

用紙が足りない場合はこの用紙をコピーして使用してください。

収 支 予 算 書

1. 期 間 令和 8 年度 (2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日)

2. 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
研究奨励賞 助成金		がん研究奨励賞 上限 1,000,000 円 腎研究奨励賞 上限 500,000 円
合 計		

(注) 全体経費の中、助成金で賄う費用を記入のこと

3. 支出の部

科 目	金 額	備 考
例) 薬品・試薬	〇〇, 〇〇〇	
例) 旅費、参加費	〇〇, 〇〇〇	本研究に関する学会発表 「第〇回 〇〇学会」 開催地 〇〇 R〇年〇月〇日～〇日 (泊日)
例) 書籍	〇〇, 〇〇〇	購入予定書籍名 〇〇〇 ▲▲▲円
合 計		

注 1) 研究・対策に必要な試薬等購入費、旅費、消耗品費、通信・運搬費、印刷費等が対象となります。
机、いす、複写機、パソコン(タブレット含む)及びプリンター等当該研究終了後においても使用可能な備品については、助成対象外です。また、本研究に関する発表以外の学会等への参加費並びに旅費は認められません。(旅費は助成金決定額の 20% を上限とします)

注 2) 助成決定後、報告書提出の際に原則として領収書原本を添付していただきます。